2016年度後期早稲田大学雄弁会 2月合宿発表用論文

Commitment

政治経済学部2年 南井暉史

憲法は一定の価値体系の表現である。

——芦部信善『憲法制定権力』

- **0.** 目次⋯p.1-
- 1. 社会認識…p.3-
- 2. 理想社会像・問題意識…p.4
- 3. 現状分析:憲法9条-日米安保体制…p.4-
- 3-1 9条-日米安保体制の成立過程…p.5
- 3-2 9条-日米安保体制が国内政治に与えた影響…p.5
 - 3-2-1 二極対立構造の形成…p.5-
 - 3-2-2 9条-日米安保体制下における二極対立構造の固定化…p.6-
- 3-3 9条-日米安保体制が国防に与えた影響…p.7
- 3-4 9条-日米安保体制への脅威:中国…p7-.
- 4. 先行研究…p.12
- 4-1 9条解釈の類型…p.12
 - 4-1-1 戦争の放棄…p.13
 - 4-1-2 憲法学者の解釈…p.13-
 - 4-1-3 政府解釈…p.14-
- 4-2 平和主義の定義と類型…p.16
 - 4-2-1 平和主義の定義と分類…p.16-
 - 4-2-2 絶対平和主義…p.18
 - 4-2-3 平和優先主義…p.18
 - 4-2-4 憲法 9条の平和主義とは…p.18

- 4-3 平和主義に対する諸概念の定義と概要…p.18
 - 4-3-1 帰結主義…p.18-
 - 4-3-2 正戦論…p.19
 - 4-3-3 現実主義…p.19-
 - 4-3-4 コンストラクティビズム…p.20
 - 4-3-5 人道的介入主義…p.20-
 - 4-3-6 中立···p.21
- 5. 研究目的…p.21-
- 6. 仮説構築…p.22
- 6-1 仮説構築に向けて…p.22
- 6-2 仮説:憲法9条に代わる新たな理念…p.22
- 6-3 政府の義務…p.22-
- 6-4 防衛戦争の定義と範囲…p.23-
- 6-5 国際協力…p.24
- 7. 仮説検証…p.24
- 7-1 国家・国防という観点…p.24
- 7-2 憲法という観点…p.24-
- 8. 結論···p.25
- 9. 展望…p.25
- 10. 参考文献等一覧…p.26

1. 社会認識

現代社会は普遍化された理想への反動の波の中にある。

近代は、産業革命をはじめ、人々が右肩上がりの経済成長を信じ、人間の進歩を疑うことのなかった時代である。フランス革命やアメリカ独立戦争を経て、基本的人権や自由、民主主義を重んじる西洋の近代的な価値観が形成されたのもこの時代であった。

しかし近代は20世紀の二度にわたる壮絶な世界大戦によって終わりを告げた。第二次世界大戦では核兵器が世界で初めて使用され、戦後、国際平和を維持するための機関として国際連合が発足した。国際連合は自由貿易や安全保障のための制度設計を行うこととなったが、その基礎となったのが基本的人権や自由、民主主義といった西洋の近代的な価値観をベースに構築された理想だった。国際連合に加盟する国々は必然的にその価値観のもとに取り込まれた。

1990年代に冷戦が終結すると、グローバル化が急速に進展した。各国は経済上の利益、または安全保障の確保のために多くの国と結びつかねばならず、西洋の近代的な価値観の受容はそのための前提とされた。こうして西洋の近代的な価値観は、各国家が目指すべき理想として普遍化されたのである。

しかし今、この理想に疑問が呈されている。西洋と文化や伝統を全く共有していない国からの反動に加え、この価値観が生まれた西洋からも反動が起こっているのだ。

基本的人権のためという口実で行われる他国への軍事介入は、各国軍に犠牲を強いただけでなく、ISIL のような国際テロの恐怖を世界中の人々に与えることとなった。また、自由な貿易を実現するために世界規模で市場が統合された結果、国内には職を失う人が発生し、富は一部の多国籍企業に集中して、国内格差は広がる一方となった。こうした状況を受けて、理想に振り回された民衆は、理想への反動として現実での改革を求めポピュリズムにはしった。このように、実現が困難な普遍化された理想とそれによって生じた現実との亀裂を、人々は現実だけをもって解決しようとしているのである。

このような西洋の近代的価値観に基づく理想と現実の乖離は日本でも既に生じている。 それが憲法第9条をめぐる問題である。日本国憲法は、戦後の占領下の時代に作られ、アメリカを中心とするGHQの指導の下、第二次世界大戦後の日本の基本方針として基本的人権の尊重、国民主権、平和主義が据えられた。その中でも平和主義を規定する憲法第9条は、第2項において陸海空軍等の戦力の保持の禁止、交戦権の否認を謳っている。その代わりに、憲法前文において「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と述べている。このような平和主義を謳った憲法は世界中にも例がなく、条文を額面通りに解釈をすれば自衛すらできないまさに普遍的な理想を謳った憲法であるといえる。 しかし現実的には、日本は世界最強であり核兵器を保有しているアメリカと日米安全保障条約を締結し、政府の憲法解釈によって自衛のための組織としての自衛隊の保有や自衛権の行使も認められている。それは冷戦下における米ソの脅威や隣国である朝鮮半島における戦争、核開発を進める北朝鮮、経済成長に伴って軍拡を行い、地域覇権を狙う中国など、戦後日本の周辺には常に脅威となる存在があったからである。現在の安倍政権は、このままでは日本を守ることができないという理由で集団的自衛権の一部行使容認を含む解釈改憲を実施した。この背景にも、北朝鮮や中国といった近隣の核保有国の存在、中東におけるISILの伸張などの情勢不安定さがある。このように、日本は普遍的な理想を憲法で掲げながらも、現実だけを見て問題を解決しようとしているのである。

このような理想と現実の乖離は、珍しいことではない。長い世界史を俯瞰しても、高邁な理想を追い求めても現実が追い付かなかった例は山のようにある。だからといって、理想と現実を切り離してしまうのは得策ではない。人間は何かしらの理想を抱き、そこに向かうために努力することでこれまでの進歩があったことは否めないからである。だからこそ今、西洋の近代的価値観によって普遍化された理想に反発があるのであれば、現実とバランスのとれた理想を再構築せねばならないのである。

2. 理想社会像・問題意識

私の理想社会像は「漸進的に進歩できる社会」である。ここでいう進歩とは、互いが従来の価値観を一部妥協し、それにより両者が肯定的に評価できるより高次の観念を見出すプロセスである。人間は絶対的な価値判断ができる存在ではなく、またいきなり高次な観念を受容することもできない。したがってこの進歩は時間をかけて試行錯誤のうえで漸進的になされる必要がある。より高次な観念を見出すためには、差異を生み出す母体となる共同体の存続、すみわけによってその差異を残すこと、そして理性的になることの三点が必要である。共同体があることで差異は生まれ、それを共存させることによって残し、その競合する価値観を批判的に検討することでより高次な観念を見出すことができる。

私の問題意識は「日本国憲法における平和主義と実際の国防政策の乖離」である。そもそも国家は、自国の存続が第一の目的である。ところが日本国憲法では、自らの力による国防すらできるか議論の分かれるところとなっている。その結果、実際は日米安全保障条約を締結し、国防のための実力として自衛隊を保有することで国家の安全を保障してきた。しかし、これはただの妥協であり、時代や環境が変わったという理由だけで政策も変化し、結果として国家として日本が目指す道から外れてしまいかねない。現状では両方を矛盾なく選択することは不可能であり、どちらを選んだとしても共同体の存続と理性的になることのどちらかが成立しない。したがって私の問題意識は「日本国憲法における平和主義と実際の国防政策の乖離」である。

3. 現状分析:憲法9条-日米安保体制

ここでは、憲法9条と日米安全保障条約を軸にした戦後日本の安全保障体制を概観する。 はじめに9条-日米安保体制の成立過程を明らかにし、次に理想を求める9条賛成・日米 安保反対派と現実に追随する9条反対・日米安保賛成派の両極対立構造を明らかにする。 そのうえで、9条-日米安保体制によって日本の防衛政策はどのような制約が課されてきた のか、また何ができたのかを分析する。

3-1 9条-日米安保体制の成立過程

憲法 9 条を制定し、それを維持したうえで日米安全保障条約を締結するという戦後日本の安全保障体制を築いたのは吉田茂である。この吉田路線の背後には、当時の国際環境の変化がある。日本国憲法は1946年11月3日に公布された。アジア太平洋戦争を引き起こした日本への戦後処理は、「再びアジアの国際政治をかき回すことのないよう、日本を民主化し、かつ軍事的に無力化する」「ことが目的とされた。侵略されたアジアの国にとっては天皇制が日本の軍国主義の象徴であったが、吉田をはじめ日本側は天皇制護持を第一としており、また占領軍からしても都合が良かったため、天皇制を残しつつ日本を徹底的に非軍事化する道が探られた。その結果できたのが戦力の不保持や交戦権の否認を謳った憲法9条である。

しかし東欧諸国がソ連の影響力下におかれたことに対し、1947年にアメリカによって発表された「トルーマン・ドクトリン」や「マーシャル・プラン」は社会主義と資本主義のイデオロギー対立を助長し、冷戦を引き起こした。あ冷戦の発生によって、日本はアメリカの戦略に組み込まれ、「アチソン・ライン」で発表されたようにアジアの反共の防波堤とされた。そのためにアメリカは日本の再軍備を進め、日本の再独立と同時に日米安全保障条約を締結することで、日本をアメリカの勢力圏にとどめ、東アジアでの軍事的プレゼンスを確保することに成功した。日本としても憲法9条の制約を持ち、冷戦の勃発で国連の集団安全保障が機能しない状況下においては、日米安保条約が最も現実的な国防の選択肢であった。こうして生まれたのが9条一日米安保体制である。

3-2 9条-日米安保体制が国内政治に与えた影響

3-2-1 二極対立構造の形成

敗戦後には想定されていなかった冷戦の勃発により生じた 9 条-日米安保体制といういびつな体制下の日本では、国内の意見もいびつな形で二分されることとなった。

冷戦における資本主義、社会主義の間のイデオロギー対立は国内においてもあり、ソ連や 共産党中国と近く反米な社会主義と、アメリカ主導の秩序における資本主義体制をよしと する考えで対立があった。もっとも資本主義体制をよしとする考えは現実への追随でもあ り、社会主義ほどのイデオロギー性はなかった。

¹添谷芳秀『日本の「ミドルパワー」外交―戦後日本の選択と構想』2005 年 5 月、筑摩書房、p.36 より引用

これに加え、当時の日本には戦争への反省と憲法 9 条の理念への賛同を示す戦後平和主義と、伝統的なナショナリズムに基づく主体性回復を求める保守主義の対立もあった。

冷戦の発生によって、アメリカを中心とする GHQ は占領政策を転換し、日本をアメリカの勢力圏にとどめておくことが最優先とされた。このいわゆる戦前への「逆コース」は、戦後平和主義にアメリカへの不信感を植え付け、反米という共通点から社会主義と戦後平和主義を結びつけることとなった。またこの「逆コース」は、アメリカの冷戦戦略のもとで日本の再武装を進めるものであり、伝統的なナショナリズムに基づく主体性回復を求める保守主義はこれに賛成した。こうして生じた反米護憲派と親米保守派の間での二極対立構造は、冷戦が終結する 1989 年まで続くこととなる。

3-2-2 9条-日米安保体制下における二極対立構造の固定化

9条-日米安保体制は、国内においては保革双方が自らの主張をできるだけ満たせるように妥協したことで、9条が理想を、日米安保が現実を担当する相互補完的な体制となった (下図 1 参照)。国益の追求や主体性の回復を重視する保守派は、日米安保を受け入れ、その文脈においてのみ国益の追求や主体性の回復が達成できた。これと同じように理想的な社会主義を主張する革新派は、9条に代表される戦後平和主義の文脈においてのみその理想を追求することができたのである。

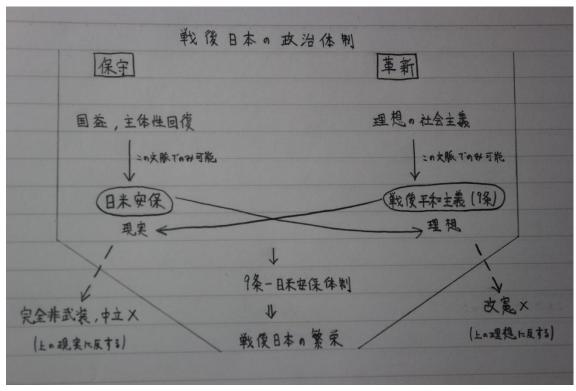


図 1 著者作成

しかしこうして双方が妥協した結果、保守派は憲法改正を諦めざるを得ず、革新派は完全

非武装や中立を諦めざるを得なくなったのである。戦後一貫して政権を担当してきた自由 民主党は、伝統的なナショナリズムに基づく主体性回復欲求から、佐藤栄作総理の憲法改正 への意欲、核武装への興味や中曽根康弘総理の自主防衛論のような憲法9条を改正し、「普 通の国」を理想にしようという動きは何度か出てきた。だがその動きは革新派からだけでな く、9条-日米安保体制をよしとする人々からも批判され、実現することはなかった。こう した保革双方の妥協のもと、二極対立構造は固定化されてきたのである。

3-3 9条-日米安保体制が国防に与えた影響

戦後直後の日本は、自主防衛のための軍隊を持つことを禁じられ、またそのための経済的な余力がなかった。このような状況において、日米安保条約によって日本の防衛を肩代わりしてもらったおかげで本来軍事費に回す分の費用を経済発展に使え、高度経済成長につながったことは、吉田ドクトリンがまさに現実を踏まえた合理的な判断であったことを示唆している。しかしこれは国防という観点をアメリカに丸投げし、日本が自国周辺の領域防衛のために小規模の自衛隊を持つにとどまることという結果を生んだ。これによって、日本は自らを世界の中に位置づけ、世界情勢という文脈で国防を考える機会が失われたのである。その証左として、日米安保によるアメリカのコミットメントを無視し、9条による一国的な平和主義が戦後の平和維持につながったという言説は、今も国内において一定の支持を得ている。このように国家の基幹である安全保障を軽視し、ブラックボックス化したのが9条一日米安保体制であり、ここに現在に至るまで日本が理想とする国家像を持たず、またそのための国民的な議論もないまま、日々移り行く情勢に対処するために憲法の解釈を変更してきた政府の防衛政策の根本的な問題点がある。

3-4 憲法9条-日米安保体制への脅威:中国

尖閣諸島周辺では日本と領有権を巡って争っている中国からの接続水域内立ち入り、領海侵犯がかなりの頻度で行われている。(下図2参照)またその度合いもエスカレートしてきている。当初の中国漁船の接続水域立ち入りから、中国公船2の侵入、そして今年(2016年)6月には接続水域への初の軍艦3侵入が確認された。今年(2016年)8月には初の漁船と公船の同時侵入があり、その時接続水域に侵入した公船は15隻、漁船の数は230隻とそれぞれ過去最多で、そのうち8隻は領海にまで侵入している。また15隻のうち7隻は30mm機関砲などで武装していた。さらに中国公船は漁船の取り締まりも開始した。これは尖閣諸島周辺での法執行活動であり、中国の実効支配をアピールする狙いがあると考えられる。明らかに中国は事態をエスカレートさせており、尖閣諸島の実効支配という現状変更への動きを進めている。尖閣諸島において中国が一度でも実効支配を行うことができれば、日本か

² 中国の沿岸監視隊である海警局のこと。海警局創設前は海監や漁政などの組織に分かれていた。

³江凱 I 型(054 型)フリゲート

ら軍事的にそれに対抗することは憲法 9 条の制約等から難しいと考えられるため、結果的 に中国に優位な交渉と、最終的な領有権の獲得を望むことができる。このような動きに対し て日本はまだ有効な対策を打てていない。

また、下図2のように、中国は日中中間線の中国側にあるガス採掘施設に、対水上用のレーダーを設置した。この施設には、ヘリポートもあり、整備さえすれば、軍事転用も可能となる。東シナ海の中心であるこの位置に、中国によって軍事的な拠点を整備されてしまえば、東シナ海における日本の自衛隊の活動が筒抜けとなり、さらに中国が太平洋に進出する際の前線基地とされてしまうことになる。これが本格的に軍事基地化されてしまえば、アメリカは太平洋で中国と直面することとなり、日本がアメリカに見捨てられる可能性まで出てくる。



図 2

「中国、東シナ海ガス田にレーダー=軍事利用の恐れ、政府抗議」時事通信社 より引用

加えて中国は 2008 年以降、沖縄本島と宮古島の間にある公海を抜けて太平洋に進出し、さらに日本周辺を一周する航海を行うなど、海洋進出の傾向を強めている。これによって中国は、太平洋への進出を常態化させる口実を獲得することができる。日本は水陸機動団の新設や沖縄への飛行隊の造設などで南西諸島や離島の防衛力を強化して対応しようとしているが、中国の急速な軍拡と進出には間に合っていない。

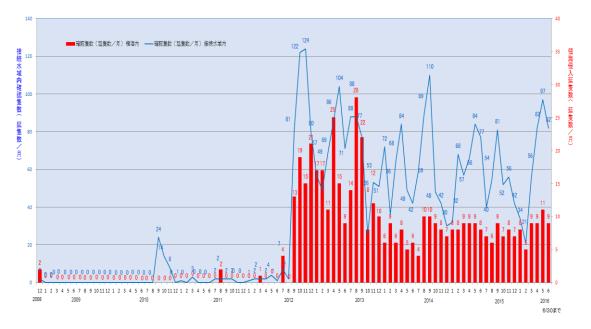


図 3
http://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/senkaku/senkaku.html 海上保安庁 HP より引用

そのうえ下図4が示すように、近年は中国の領空侵犯に備えた緊急発進が急増している。これは尖閣諸島周辺までやってくるルートと、沖縄と宮古島の間の宮古海峡を通って太平洋に抜けるルートの2パターンの飛行が中心である。特に太平洋に抜けるルートは中国の海洋進出の動きと連携しているため、注視しておく必要がある。これも2013年の東シナ海防空識別圏を正当化させたうえで、現状変更行為自体を正当化する理由づけになっている。





図 4

平成27年版防衛白書より引用

それだけではなく、中国は 250 発以上の核弾頭を保有し、各種地上発射型弾道ミサイル、 潜水艦発射型弾道ミサイル(SLBM)などを用いていつでも攻撃できるようにしている。 これ らに対し、敵基地攻撃能力を持たない日本は、発射されるまで全く対策できない。しかし中 国は日本全域を射程に収める 70~80 発の DF-21 ミサイルや、地上、爆撃機の両方から発 射できる 100 発程度の CJ-10 ミサイル、新型の DF-26 ミサイルなど、ミサイルだけを取 っても豊富な攻撃手段を備えている。さらに DF-16 という新型のミサイルは、ターミナル 段階4でその軌道を変更できるとの情報もあり、従来よりも撃ち落とすのが難しくなってい る。このようなミサイルを一度に大量に打ち込む飽和攻撃を仕掛けられると、今の日本にと っては脅威である。日本の弾道ミサイル防衛用の PAC-3 は、都市圏あたりに 4 個隊であり、 その戦力の内訳は、弾数が 16 発の発射機を 8 機と、弾数が 4 発の発射機が 12 機である。 ただし同時に発射できるのは合計で40発であり、ミサイルを迎撃するためには最低2発使 用するため、20 発以上が同時に着弾ルートに入れば迎撃しきれない。イージス艦の SM-3 ミサイルによる事前の迎撃もあるが、これも合計32発しかないため、一気に全てを打ち尽 くすわけにはいかない。そのため、中国が50発前後のミサイルを日本の一都市に向けて同 時に発射すれば、日本はそれを撃ち落とすことはできず、対応できなくなるため中国のミサ イルは非常に脅威である。また中国は弾道ミサイルの技術を応用した衛星攻撃兵器(ASAT) の試射を 2007 年に行って、実際に古い気象衛星を破壊している。これはネットワーク中心 の戦争が行われると考えられる現在において、日本やアメリカの通信衛星や観測衛星が危 機に晒されていることを示しており、これに対処できないと戦争に敗北しかねない。さらに サイバー空間では、「61398部隊」と呼ばれるサイバー部隊によって、各国の政府機関や軍 需産業等にサイバー攻撃を仕掛けている。 実際に日本の官庁も被害を受けており、対策を取

⁴ ミサイルが発射されて飛翔した後の、着弾前の段階のこと。

っているものの遅れをとっている。

以上のように、中国はミサイルによる攻撃などで日本に対し軍事的に優位に立つことができる。これによって中国は日本に軍事的に圧力をかけ、その圧力をもとに日本に譲歩を迫ることができる。これは日本の存続にとって脅威である。

さらに中国の掲げる戦略からも日本の存続の危機を読み取ることができる。ここでは中国の列島線という戦略に注目する。

列島線とは、1982 年に当時の中央軍事委員会副主席である劉華清が「紀元 2000 年の海軍海洋計画」において打ち出した概念である。下図 11 にあるように、日本の南西諸島から台湾、フィリピンを通って南シナ海に至る第一列島線、日本の小笠原諸島からマリアナ諸島、グアム、パラオを通ってニューギニア島に至る第二列島線の二本が引かれている。この計画は沿岸防御に徹していた中国海軍を、段階的に外洋海軍へと発展させるものである。まず2000 年までに近海防御を確立する。次に 2010 年を目途に第一列島線内の制海権を握り、内海化を達成する。そして 2020 年には第二列島線内の制海権を握り、独自の空母打撃群を編成する。そして 2040 年を目途にアメリカ海軍による太平洋、インド洋の一極支配構造を打破して、アメリカと対等な海軍を建設することを最終目的としている。

この戦略に従って中国の最近の動きを捉え直していく。南シナ海での埋め立てを進め、3000m 級の滑走路や大規模な港湾、レーダーを整備して軍事拠点化しているのは、南シナ海を内海化するためであると言える。ここを押さえておけば、中国海軍はマラッカ海峡経由でインド洋に、バシー海峡5経由で太平洋にと、容易に二方面へ展開できるようになる。これと連動して東シナ海における日中中間線付近でのガス田開発のための採掘施設建設、尖閣諸島領有のための公船侵入や法執行活動アピールなどが行われている。さらにインド洋においては、下図 12 にあるように真珠の首飾りと称して港湾の整備や土地の借用が行われている。インドを牽制するとともに、インド洋での活動の拠点を作ろうとしているのである。これらの動きがうまくいけば、中国は南シナ海を拠点に太平洋とインド洋の両面に展開することができるのである。それによってインド洋におけるアメリカー極集中は瓦解し、太平洋で米中が睨み合うこととなる。

また中国がウクライナから旧ソ連製の空母をスクラップとして買い取り、遼寧として再就役させたのは、2020年に空母打撃群を編成するための空母を建造するためである。現在中国は国内で空母を建造中であり、将来は原子力空母の建造も予定されている。これは2020年の空母打撃群の編成を意識したものであると言える。

さらに中国海軍はJL-2という新しい潜水艦発射型の弾道ミサイルの運用を今年中に開始する。これは射程 8000km 程度で、南シナ海からではアメリカ本土には届かないものの、西太平洋にまで進出すればサンフランシスコなどが射程に入る。第二列島線を押さえることでアメリカを直接核で脅し6、対等な立場に立つことを目指しているのである。

⁵ 台湾とフィリピンの間の海峡

_

⁶ 潜水艦発射型の弾道ミサイルは、通常は海中に潜んでいるために事前に攻撃することが



図 5

https://thepage.jp/detail/20140926-00000021-wordleaf より引用

4. 先行研究

ここでは、そもそも 9 条はどのような平和主義を規定しているのかを従来の 9 条解釈から読み解く。そして平和主義を政治哲学の面から考察し類型化した先行研究に触れ、それと対置される諸概念との比較の中で平和主義の輪郭を明らかにしていく。

4-1 9条解釈の類型

憲法9条は以下の条文からなる。

- 1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

この条文は戦後日本の方向性を規定してきたといっても過言ではない。そのため、この条 文の解釈も多岐にわたる。ここでは憲法学者の多数説と政府解釈を主に取り上げて考察す

_

できない。よって核兵器による戦争になった場合、本土への第一撃を受けた後でも、確実 に敵の本土に向けて第二撃を加えることができる。よってこの潜水艦発射型弾道ミサイル の保有は、核抑止の完成であるとも言える。

る。

4-1-1 戦争の放棄

戦争の放棄は古くはフランス革命の頃から考えられており、1791年に成立したフランス憲法では侵略戦争の放棄がはじめて謳われた。その後も1919年にできた国際連盟規約、1928年のパリ不戦条約、1945年の国際連合憲章を経て世界的な規範に発展した。第二次世界大戦後はドイツ、イタリアといった旧枢軸国の憲法にも侵略戦争の放棄が明記されるようになった。日本国憲法は1946年に公布されているが、従来の侵略戦争の放棄だけでなく、一切の戦争と武力の行使および武力による威嚇の放棄、戦力の不保持、国の交戦権の否認にまで踏み込んだ内容となっているのが特徴である。

4-1-2 憲法学者の解釈

9条の解釈は、1項で放棄した戦争の解釈、2項の「前項の目的を達するため」の解釈、 2項の戦力の解釈の点で大きく分かれている。

まず 1 項においては、戦争を国際紛争を解決する手段として放棄したと解釈する「限定放棄説」と、とにかく戦争を放棄したという「無限定説」に分かれている。通説は「限定放棄説」で、自衛戦争や制裁戦争は放棄していないと考えられている。しかし「無限定説」も有力とされている。

次に 2 項の「前項の目的を達するため」の前項の目的を、「国際平和の希求」ととり、これを戦力不保持の動機とする説、1 項で「無限定説」をとり、それを実効性のあるものにするために戦力不保持の規定があるとする説、1 項で「限定放棄説」をとり、そのための侵略戦争放棄ととる説がある。通説は 1 項で「限定放棄説」をとり、そのための侵略戦争放棄ととる説である。

そして2項の「戦力」不保持について、戦力を戦争に役立つもの全てを含む「潜在的能力説」、警察力を超える戦争遂行能力を持つ組織とする「超警察説」、近代戦争に役立つ能力を指す「近代戦争遂行能力説」、自衛のための必要最低限の実力を超える実力を指す「超自衛力説」がある。1952年の政府見解は「近代戦争遂行能力説」であり、現在の政府見解は「超自衛力説」である。しかし通説は「超警察説」である。

以上をまとめると、憲法学者の伝統的な多数説は「1項限定放棄・2項全面放棄説」であり、これは「国際紛争を解決する手段としては」という文言により1項では侵略戦争を放棄し、2項の戦力の不保持の戦力を、警察力を超えるものと捉えることで、2項では戦争を全面的に放棄したものと考えている。この見解に従うと、自衛隊は違憲と考えられる。実際、朝日新聞が憲法学者を対象に行ったアンケートでは、6割の学者が意見だと回答している。

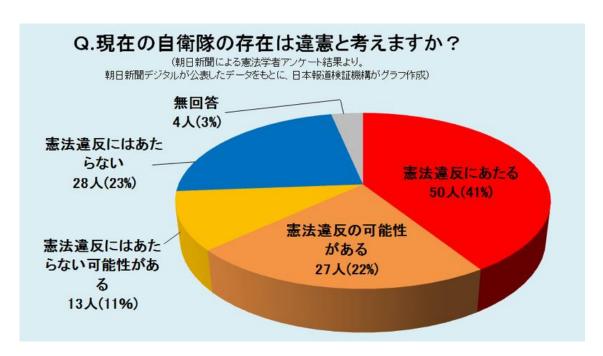


図 6

http://bylines.news.yahoo.co.jp/yanaihitofumi/20150722-00047752/ より引用

4-1-3 政府解釈

政府は憲法9条を以下のように解釈している。まず、1項では「国際紛争を解決する手段として」の戦争、即ち侵略戦争を放棄していると解釈する。そして続く2項では「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する」ために無条件で戦力の不保持を認め、自衛戦争もしないという解釈を採っている。しかしながら憲法9条は、国際法上全ての国の固有の権利として認められている個別的自衛権は否定していないので、自衛権は存在し、自己防衛のための自衛行動は認められるとし、そのための実力の保有は許されると解釈している。保有が許される実力の定義としては、戦力に至らない自衛のための最小限度の力としており、このような解釈の結果、自衛隊の保有は認められるとしている。また、自衛権発動のための要件として「我が国に対する急迫かつ不正の侵害があること」、「これを排除するために他に適当な手段がないこと」、「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」「が定められており、これによって自衛権の濫用が防がれていた。このうち「我が国に対する急迫かつ不正の侵害があること」という要件は、2014年に第二次安倍晋三内閣によって変更され、「我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」と再定義されている。

憲法 9 条で認められうる自衛権の範囲や内容については政府の国会答弁などで明確にされている。これによると、まず地理的範囲に関しては我が国の領土、領海、領空に限られず、

⁷昭和44年3月10日参議院予算委員会 高辻法制局長官答弁

個々の事例によっては公海、公空にも及びうる。今回の第二次安倍政権での安全保障関連法の制定により、地理的制限は明確に撤廃されている。他国における自衛権の行使も自衛権発動のための三要件に該当すれば可能だとしている。しかし、海外派兵は許されず認められるのは PKO などの海外派遣だけである。派遣先における武力の行使は当然できないが、自己保存のための正当防衛や、紛争の防止等の任務における威嚇や警告、駆けつけ警護などにおいて武器の使用は認められている。

第二次安倍政権では、日本が取るべき行動を分類した各種の「事態」を規定した(下図 2 参照)。

■ 安保法案の6つの事態

事態(※新設)	定義	自衛隊の行動	武力行使	国会承認
武力攻擊発生事態	日本に外部から武力攻撃 が発生	武力行使〇 防衛出動〇	個別自衛権	原則事前 (緊急時は事後も可)
武力攻撃切迫事態	日本に武力攻撃が発生す る明白な危険が切迫	武力行使X 防衛出動〇		
武力攻撃予測事態	事態が切迫し武力攻撃が 予測される事態	武力行使× 防衛出動× 出動待機〇		
存立危機事態*	日本と密接な関係にある 他国に武力攻撃が発生し、 日本の存立が脅かされ、 国民の生命、自由、幸福 追求権が根底から覆され る明白な危険がある事態	武力行使〇 防衛出動〇	集団的自衛権	
重要影響事態※	日本の平和と安全に重要 な影響を与える事態	他国軍支援〇	不可 (後方支援のみ)	
国際平和共同対処 事態※	国際社会の平和と安全を 脅かす事態	他国軍支援〇	不可 (後方支援のみ)	例外なく事前

図 7
http://www.huffingtonpost.jp/2015/07/15/security-law-wakariyasuku_n_7806570.html

より引用

まず「武力攻撃発生事態」であるが、これは実際に武力攻撃がなされた場合であり、個別的自衛権が行使できる。次に「武力攻撃切迫事態」とは、日本に武力攻撃が発生する明白な危険が切迫している場合と定義され、武力行使はできないが、自衛隊の防衛出動をすることができる。そして「武力攻撃予測事態」は、情勢の切迫などで武力攻撃が予測される事態であり、自衛隊に出動待機を命じることができる。これらは全て個別的自衛権の範疇であり、武力攻撃の主体としては国家や国家に準ずるものが想定されている。具体的には国際紛争の当事者足りうる相応の組織や軍事的実力を持ち、一定の政治的主張や意思を持って破壊活動を行うものである。

「存立危機事態」とは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義され、この場合なら集団的自衛権が行使できるとされている。その判断の基準としては攻撃国の意思、能力、事態の発生場所などを総合的に考慮して、日本に戦禍が及ぶ蓋然性を挙げている。そして「重要影響事態」とは、「日本に直接の武力攻撃がなくても、日本の平和や安全に重要な影響を与える事態」と定義され、自衛権の行使はできないが他国軍の補給や輸送、医療などの後方支援が可能となっている。これは従来、朝鮮半島有事などを想定して「周辺事態」として定義されていたものから地理的制約を撤廃したものである。国際社会の平和と安全を脅かす場合の「国際平和共同対処事態」も新設され、この場合には他国軍の後方支援が可能となっている。

以上に挙げた内容に従って我が国が保持しうる自衛力とは9条2項で規定された戦力に至らない自衛のための必要最小限度のものとしている。具体的限度については国際情勢や軍事技術の水準などによるため個々の兵器ごとには判断せず、毎年の予算審議などを通して国民の代表者の集まりである国会で判断されることになっている。ただし専ら相手の国土を破壊することを目的としている攻撃的な兵器の保有は禁止されており、例としては大陸間弾道ミサイルや長距離戦略爆撃機、攻撃型空母などが挙げられている。また核兵器については自衛のための必要最小限ならば通常兵器と同じく保有は認められるとしつつも、日本は世界で唯一の被爆国であるという立場から非核三原則といった政策によって核兵器は保有しないとしている。

以上に述べたように自衛隊という組織を認めつつも、憲法 9 条による戦争放棄や自衛権 行使の三要件、「事態」の分類による自衛権の濫用防止が規定され、保持可能な実力を必要 最小限にとどめたのが日本の特徴である。

4-2 平和主義の定義と類型

憲法 9 条は平和主義を謳った条文とされる。そこでまずは平和主義についての学説を検討する。ここでは松本雅和氏の『平和主義とは何か一政治哲学で考える戦争と平和』における平和主義の類型を参照しながら、平和主義の輪郭を明らかにしていく。

4-2-1 平和主義の定義と分類

平和と対置される概念として戦争がある。しかしこの世に戦争主義はなく、戦争を望むものはいない。皆戦争より平和を望んでいる。したがって、平和主義を定義するにあたり平和を愛好するだけでは不十分である。

平和主義の思想の特徴は、「平和的手段をもって平和という目的を達成しようとする」8 ところにある。したがって他国から侵略を受けても武力で対抗せず、外交努力や非軍事措置 をもって解決することを目指すのである。こうした場合、非暴力の実践には無抵抗主義と非

⁸松本雅和『平和主義とは何か―政治哲学で考える戦争と平和』2014年1月、中公新書、p.6より引用

暴力抵抗主義がありうる。このように平和主義は多様な類型を包含しているので、ここでは 平和主義を強度と範囲の点から次のように分類しておく。

まず非暴力という原則に対し、例外を認めるかどうかの強度の面で、無条件平和主義と条件付き平和主義に分けられる。次に国家などの政治的単位である公的な立場、家族や恋人という私的な立場で範囲を分けて考えた場合、平和主義は下表のように分類される。

	公的平和主義	公的非平和主義
私的平和主義	普遍的平和主義	私的平和主義
私的非平和主義	公的平和主義	(非平和主義)

表 1

松本雅和『平和主義とは何か一政治哲学で考える戦争と平和』を参考に著者作成

以上の5つについて簡単に解説していく。

「無条件平和主義」とは、いついかなる時も非暴力を貫かねばならないという考え方である。たとえ非暴力が自ら破滅をもたらす帰結につながるとわかっていても、暴力を使うという選択肢はないのである。この立場に立つには、暴力が悪であるという強い確信が必要であり、キリスト教のような宗教的な信念がなければ実現はできないだろう。しかし非暴力が間違えることは決してないため、これは真理のそのものともいえる。

「条件付き平和主義」は、原則として非暴力を置きつつも、非暴力を貫けば被害が計り知れないほど甚大である場合、暴力的手段を用いることを選択しうる。ただしだいたいの場合は暴力に訴えることは賢明ではないため、この平和主義は十分成り立つ。例えば、暴力を使っても勝てない可能性や暴力が負の連鎖を生む可能性、敵が残虐非道であるというのはこちらの一方的なイメージである可能性などが考えられるのである。実際の平和主義者の多くは、この立場をとる。

「普遍的平和主義」は公私を問わず非暴力は守るべき原則であるという考え方であり、「無条件平和主義」にも通じるものがある。

「私的平和主義」は、私的場面では非暴力を貫きながら、公的には暴力を容認する考え方である。この考え方は古代ローマにおいて、キリスト教の非暴力の教えに従い、私的には非暴力を貫きながらも、政治権力が過ちを犯した人間を処罰し矯正しなければならず、そのために職業的な場面で暴力を許容する必要から生まれた。

「公的平和主義」は、個人が正当防衛などで暴力を行使することは容認するが、政治集団の一員として暴力を用いることは認められないとする。

これらを踏まえ、平和主義は「絶対平和主義」と「平和優先主義」に大別できる。

4-2-2 絶対平和主義

「絶対的平和主義」は、「強度の面で非暴力の教えを無条件に尊重し、また範囲の面でそれを公的場面でも私的場面でも等しく適用する」9考え方である。これはキリスト教の思想をルーツとした個人の信条としての非暴力の教えであり、政策や制度に直結するとは限らない。良心的兵役拒否が代表的な運動である。

4-2-3 平和優先主義

平和優先主義とは、「政治的選択としての非暴力の教え」¹⁰であり、「強度の面で非暴力の教えに何らかの例外を認める場合があり、また範囲の面で平和主義を公的平和主義」¹¹として捉える考え方である。この考え方はナポレオン戦争と米英戦争が終わった 1815 年以降に始まり広がった。この考え方は、自由貿易を説き、それが紛争の火種を和らげると考えるマンチェスター学派に代表される自由主義や「最大多数の最大幸福」を掲げ、戦争が国民の一番の敵だとした功利主義、貧困や格差の解決を主張し、漸進的社会改革と国際的連帯による反戦平和を説いた一部の社会主義などによって支持されてきた。

4-2-4 憲法 9条の平和主義とは

以上でみてきたように、学問的な意味における平和主義とは帰結でなく手段としての平和を求める考え方である。9条は先の9条解釈の項でみたように一般的には1項限定放棄説・2項全面放棄説をとる。したがって9条をこれまでの学説の分類に当てはめるならば「平和優先主義」となるだろう。しかし9条を平和主義とした場合、通常は手段でなく帰結としての平和や理想状態としての平和という意味合いで使われることが多い。ここに学説と実際での使われ方に差異があるため、留意が必要である。

4-3 平和主義に対する諸概念の定義と概要

ここでは、平和主義以外の主要な考え方を取り上げ、その概要を見たうえでそれぞれの概念の示唆するところを示す。

4-3-1 帰結主義

帰結主義は、最も善い帰結にたどり着くものが正しいと考える。善い帰結はベンサムの「最大多数の最大幸福」と考えることもでき、戦争をした場合のコストが高く、善い帰結とは言えない場合は戦争に反対する。ただし、そのコスト次第で戦争を積極的に選ぶこともありうる。戦争のコストに関しては、もし戦争をしなければ得られたであろう利益を考慮でき

⁹松本雅和『平和主義とは何か―政治哲学で考える戦争と平和』2014年1月、中公新書、p.26より引用

¹⁰同上、p.27 より引用

¹¹同上、p.27-p.28 より引用

る機会費用の考え方を用いており、有名なデイヴィッド・イーストンの定義にあるように、政治が「社会に対する諸価値の権威的配分」である以上、限られた価値を戦争に割くことは善い帰結とは言えないと考えられる。また戦争は戦後和平次第で敗者の不満を生み、次なる戦争の遠因になりうるといった戦争の帰結そのものにも問題があるため、帰結主義は基本的に平和主義に通じる面も多い。ただし、コストと便益をどう定義するかの基準がなく、またその指標もないため、短期的目線や長期的目線、一国中心か世界全体などの見方によって予想される帰結は大きく変わりうる。ただ平和を考えるにあたっても費用対効果を意識するというのがこの考え方の重要な視点である。

4-3-2 正戦論

正戦論は、戦争を侵略された国が自国を守るために行う防衛戦争である正しい戦争と侵略の意図を持って攻撃する正しくない戦争がある。正戦論の特徴はこのように戦争に道徳的な優劣をつけることである。ここにおいて戦争は本来望ましくはないが正当化される必要悪として捉えられており、そのために戦争には目的と手段に大きく制約がつけられていた。

正戦論は、義務論における二重結果説との親和性が高い。すなわち、悪い結果が良い結果の副産物として発生した場合、それは許容されうるという考え方である。しかしこれは行為者の意図が正確に計れず、その曖昧さによって近現代戦においては付随的被害を濫用できてしまうという問題もある。

正戦論は社会契約から説明すれば、人々は自然権を持っており、国家はそれを守るために作られる。国家は国民の生存権を守るために暴力の独占が許され、それを犯すものを国民を代表して排除する力がある。しかし国民にとってその政府が唯一の庇護者かは疑問の余地もあり、国を守るために国民を犠牲に晒すのは本末転倒ともいえる。そこで社会契約によってできた国が時間をかけて受け継いできた歴史や文化、コミュニティを守ることも国民の安寧を守ることにつながることであるとした。そうすれば国が唯一の庇護者であると考えられるため、正戦論は十分に成立しうる。

ただしそれでも両方が自らの正当性を信じている場合やプロパガンダに踊らされる可能性があり、こうした克服しえない無知があることから、正戦論に立つ際には人間の可謬性を認識しておく必要がある。

4-3-3 現実主義

現実主義は国際社会をアナーキーだと捉え、主要アクターを国家だと定めたうえで、国家の目的は生存であり、安全保障は全ての事項に優先されると考え、パワーをそのために重要かつ必要な手段とみている。ただしここには安全保障を優先するだろうという仮定と安全保障を優先すべきであるという規範が混在している。この考え方自体が 1 つの価値判断に基づいている以上、なぜ安全保障が最優先であるのかを擁護し、説明する必要がある。さら

にパワーを安全保障のために重要かつ必要とみるのは勢力均衡が成立するからであり、この勢力均衡が安全保障のジレンマを引き起こすことを解決しなければ、現実主義は平和を生み出すことはできないだろう。ただし核による恐怖均衡や通常兵器による勢力均衡による抑止は現在でも有効であり、安全保障のジレンマがある中で平和を維持していくことができるのは現実主義の利点である。実際日米安保体制はアメリカの核兵器による恐怖均衡や世界最強であるアメリカ軍の抑止能力に頼っている。

4-3-4 コンストラクティビズム

コンストラクティビズムは現実主義と同じように国家を主なアクターとしながらも、現実主義のようにパワーを重視せず、それよりもそれぞれの国家が持つ観念やイメージに注目する。例えば国家は、他国を敵と競争相手、味方に分類する。この中における敵という観念が安全保障のジレンマの引き金になっているのである。しかしこれはあくまで観念である以上、変更することが可能である。したがって、コンストラクティビズムに従えば、将来的に安全保障のジレンマは解消できうるのである。コンストラクティビズムはこの考え方に従って国際社会がアナーキーから法の支配に移行することを模索するのである。

4-3-5 人道的介入主義

人道介入主義は、冷戦崩壊後に各地で発生した紛争、それに伴って起きた民族浄化のような人道的危機に対し、軍事力を用いて介入するべきかという問いから生まれた。人道的介入の定義は、「一国内で大規模な人権侵害が生じており、当事国の政府が侵害の主体であるか、あるいはそれを阻止するための意思や能力を持たない場合に、国家や地域機構などの国際社会が主体となって、人権侵害を阻止するための(とくに)軍事的干渉を行うこと」12と定義されている。ここでは自国民ではなく、他国民の人権を守るということが焦点となっている。その考えの根底には、ノブレスオブリージュ(高貴なるものの責務)という考えがあり、既に経済的にも発展して国内が安定しており、基本的人権の保障の考え方が根付いている先進国は、過去の植民地支配や自由貿易における搾取などでいまだ発展できておらず、人道的危機が起きるような国を助ける義務があるという考えである。これは善行原理に基づいている。またキリスト教の国では「善きサマリア人の法」というものがあり、善行原理に従って最大限手を尽くしても失敗してしまった場合でも、その失敗が免責されるという法がある。日本においてもそのような場合の免責は、民法 698 条の「緊急事務管理」で規定されている。

人道的介入の問題点は、現在は主権国家体制であって、当該国家の合意なしの介入は国際 法でも想定されていない超法規的措置であって、介入国の善意や良心といったものが測れ ないために独善に陥る可能性があるという点である。さらには介入しても事態が好転せず、

¹²松本雅和『平和主義とは何か―政治哲学で考える戦争と平和』2014年1月、中公新書、p.178より引用

人道的危機が終わらない可能性もある。

2000年に定義された「保護する責任」では、予防する責任、対応する責任、再建する責任を定め、主権国家に介入できる理由も、各国家が負う人々を保護する責任を、当該国家が果たせない場合は国際社会が代わりに負うとした。これによって介入における国際的な連帯や再建まで責任を負うことを定めたので、人道的介入の問題はこれまでよりは解消されているといえるだろう。

4-3-6 中立

まず中立には武装中立と非武装中立の二種類があり、両者で全く異なるといっても過言ではない。

非武装中立の場合、国家の安全保障は非武装であり中立という姿勢をとること自体が担う。したがって他の全ての国からそれを認めてもらい、自国を攻撃しないことを約束してもらう必要がある。しかしこれは、自らの安全保障をほぼ完全に他国に委ねることになる以上、周辺国全てとの友好な関係が最低限必要であり、なかなか実現は難しい。もしそれでも攻撃されれば市民的防衛に頼ることとなる。この非武装中立は、暴力という手段を用いないことから平和主義とも通じるところがある。しかし、その実現には相当の責任と覚悟が伴い、現在の世界ではその実現はヨーロッパの小国が一時的に行っただけにとどまる。

武装中立はスイスやオーストリア、スウェーデンが有名であり、現在でも実際に行われている。スイスを例にとれば、第二次世界大戦においてドイツやフランス、イタリアという大国に挟まれながら独立を維持したという成功がある。しかしこの背後には国内に優秀なアンリ・ギザン将軍がおり、大戦前からイタリアやフランスに赴き信頼醸成や状況把握を行っていたこと、領土不可侵の原則を一部諦めてでも自然の障壁を利用した防衛線を構築したこと、スイスの精密機器とドイツの武器や戦略物資という交易がうまく続いたことなどがあった。しかしこれでも連合国からナチスとの関係を疑われており、中立の維持がいかに難しいかがわかる。スイス以外では地形にも優秀な指揮官にも恵まれなかったスウェーデンがドイツの事実上の言いなり状態となったり、オランダやベルギーが中立を宣言しながらドイツに蹂躙されたりしたように、大国の引き起こした第二次世界大戦においては、中小国の中立はあまり意味をなしていない。

武装するかしないにかかわらず、中立という戦略は安全保障を周辺国の意向に託すことであり、それが成功するかどうかも自国の防衛力や貿易を周辺国がどう評価するかにかかっているというのが中立政策なのである。

5. 研究目的

以上を踏まえたうえで、今回の研究目的は戦後の平和主義を代表する憲法 9 条と現実的な安全保障政策の両立ができる新たな概念の模索である。

これまで見てきたように、平和主義は非平和主義に比べて優れているものではなく、それ

どころか大国がやれば無責任と言われかねないし、国や国の歴史や伝統を守れず、場合によれば最悪の帰結を招くかも知れない。平和主義とはこのようなことを全て想定したうえでも非暴力を貫くという強い意志とそれへの深いコミットメントが求められる比較優位でしかない。戦後有力であった平和主義を唯一至高のものとする考え方は、あくまで一つの理想の普遍化であり、現実の学問においては一つの学説に過ぎないのである。

6. 仮説構築

6-1 仮説構築に向けて

憲法 9 条は平和的手段を用いて平和を達成しようとする考え方であり、日米安保条約は非平和的手段を用いて軍事的な均衡と抑止を実現しようとするものであった。しかし先に見たように中国の脅威などによって、平和的手段では国を守ることが難しく、かといってさらに膨張する中国に対して軍事的手段でさらなる均衡や抑止を求めるのも限界がある。そもそも帰結としての平和状態は最終的な目的ではない。帰結としての平和の目的は日本国憲法や近代立憲主義の基本方針である基本的人権を守ることにある。したがって、憲法 9 条に代わる理念を考えるにあたっては、平和状態でなく国民や国というコミュニティの維持を最終目的として据える必要がある。そのうえで理念の構築をせねばならない。

6-2 仮説:憲法9条に代わる新たな理念

憲法9条に代わる新たな理念として、以下のものを提案する。

- ① 正戦論を前提とする国際社会の理念に従い、侵略戦争を禁止する(9条1項と同じ)
- ② 政府は国民や国というコミュニティを守るために存在し、そのために防衛戦争の枠内に おいて必要なあらゆる措置をとることができる。
- ③ 一切の国外での国際協力については、基本的に直接武力を行使しないものに限定する。

この仮説においては政府の目的を国民や国というコミュニティの維持と明確に定め、それが実現できるように平和状態を指向すべきであり、そのためには非平和主義を手段として選択するに至った。今回は国の根本的な目的を理念の前提として新たに提示することができたが、理念としては手段としての平和主義の例外として国内における防衛戦争を許容する一方で、国際協調においては非暴力を貫くという事実上のすみわけを一時的に提示し、これ以上の思想的進歩は今後に託したい。以降の項目で新たな理念についての詳細を検討していく。

6-3 政府の義務

この理念において政府の目的として国民や国というコミュニティを守ることが挙げられている。これは、政府は国民を守るための契約によって成立し、そのために暴力の正当な独

占が認められているという考えから政府が国民を守るべきであるとしている。そしてその 国は歴史や伝統といった共通の記憶を持つコミュニティとなり、これがそこに住む国民の 安寧につながることで、国民にとって当該国を最善で唯一の権利保障主体とする。したがっ て政府は国民だけでなく、その国というコミュニティを守らねばならない。通常時における 政府の義務は、防衛に必要な政策を立案し、民主主義の原理に従いそれを国民に問うことで ある。非常時の政府の義務は、国民と国というコミュニティを守るために防衛戦争を行うべ きかを主権者である国民に代わって判断し、対処することである。もちろん防衛戦争が終わ れば、事後的にでも国民の承認は得るべきである。

6-4 防衛戦争の定義と範囲

ここでいう防衛戦争とは、戦後サンフランシスコ講和条約で規定され、その後米軍から返還された土地を含め、現在までの間一貫して日本の領空や領海、領土とされている領域やその地に住む国民に対して行われる武力攻撃に対し、国の領域内から追い出すことを目的に対抗武力をもって反撃することである。

防衛戦争と同じ意味で用いられる自衛戦争は、パリ不戦条約に始まる戦争違法化の流れの中で拡大解釈され、侵攻側の口実として使用されてきた。しかし第二次世界大戦後70年ほどの間、国の領域が固定してきており、日本で考えても歴史的な支配地域とほぼ変わらない領域を支配できているため、それ以上の領域への進出や逆侵攻を禁じれば、少なくとも日本においては拡大解釈される恐れなく用いることが可能であると考えられる。

ここで問題となるのが領有権の係争地の扱いと国際的なテロへの対処、集団的自衛権の三点であろう。

領有権の係争地については、日本では(政府が公式に認めていないのも含め)北方領土、竹島、尖閣諸島がある。これらの島の中でも北方領土と竹島はそれぞれ相手国の実行支配下にあるため、対話や交渉といった平和的手段をもって問題を解決することが先決であり、それが決着するまでは日本の防衛戦争の対象としない方針が妥当であろう。尖閣諸島に関しては日本の実行支配下にあり、平和的手段による解決のための対話を進めつつも、攻撃されれば防衛戦争の対象とするのが妥当である。ただし防衛戦争が可能だとしても、国民や国というコミュニティを守るという政府の目的からして合理的でないと判断された場合は、相手に譲歩するという選択肢もありうる。

国際的なテロへの対処としては、この防衛戦争の概念を適用しない。なぜならテロ集団による攻撃は継続的な武力攻撃ではなく、またそのための戦力を日本領域内に保有していないため排除のしようがないからである。ただしテロ集団が戦力をもって国外から進攻してきた場合は、国外に排除することが可能なため、防衛戦争の適用範囲となる。

集団的自衛権に関しては、2014年に第二次安倍政権において一部行使可能となったものであり、まだ行使した例がないため、日本に与える影響は未知数であるといえる。しかしこの新しい理念においては、防衛戦争以外の戦争は禁止されているため、集団的自衛権の行使

は認められないと考えられる。ただし日本の安全を守るための手段として現在有効な日米 安保の枠組みにおいて、合同作戦などで集団的自衛権と呼べる行動をとることがあるかも しれないが、これについては日本を守るために必要な措置の一環であれば容認される余地 はある。

6-5 国際協力

国際協力は戦争ではないため、前述の国民を守ることが第一という観点から、金銭的援助等の人員を伴わない貢献や、人員を派遣するとしても派遣される自衛官の犠牲が生じないような貢献をしなければならない。したがって派遣の際は直接武力行使をしない任務が基本となる。ただし任務における駆けつけ救護は許容される余地がある。それは、武力行使が目的でない任務において、PKOの現地指揮官などからの要請や許可があった場合、例外的事態として善行原理に基づいて作為することは、国の国民を守るという方針から逸脱していたとしても、善きソマリア人の法や民法 698 条にある緊急事務管理から免責されうると考えられるからである。

7. 仮説検証

ここでは先程の仮説の妥当性を国家、憲法、国防という観点から検証する。

7-1 国家・国防という観点

近代的な意味における国家は、理論的には自由な個人を守るための論理として、社会契約の上に人為的に仮構された。それは個人が自らの自由を一般意思に売り渡す代わりにその権力の主体である主権者となることで説明される。その一般意思が成立しうるのは、各人の身体と財産の保護という観点にある。すなわち、近代国家において自由の権利と国防の義務は表裏一体なのである。

以上を踏まえて仮説を見た場合、国家の目的を国民と国というコミュニティを守ること と明確に表明し、それと直接関わらない国際協力については基本的に武力を用いないとい うことで国の目的から考えてこの理念は合理的であるといえる。また戦争を防衛戦争に限 定し、そのためには必要なあらゆる手段をとれるとしている点から必要な国防を十分なす ことができうると判断できる。

7-2 憲法という観点

近代憲法は、フランス革命によって成立した。これは絶対王政に対する革命の理論として神に与えられた自然権である人権を挙げ、この人権を守るための王政に代わる統治体制として共和政府ができた。共和政府はその権力の源を基本的人権の保護に置いているため、基本的人権を守るために憲法によって政府の権限は制限された。この基本的人権が現在の国際社会における中核的な価値観をなしており、日本の戦後憲法もこれを重視している。芦部

信善は憲法を法的安定性でなく人間的価値の尊重という一つの価値の選択であると指摘している。すなわち、近代憲法とは自由や民主的法治国家といった近代社会の政治的、哲学的思想に基づいた理念に基づく普遍的イデオロギーの選択なのである。

しかし昨今の諸問題はこの近代的価値の普遍化によって発生している。民主政を民主主義にしたことでトランプ現象や BREXIT が起こる危険性を忘れさせ、状態としての平和を平和主義とすることで日本の矛盾を生んだのである。したがって人権という国家の基礎となった概念に立ち返り、それを守ることを国家の目的に据えたうえで、様々な価値から比較衡量を経て一つを選択することが必要である。仮説では人権を守ることを念頭に置いたうえで、憲法の状態としての平和主義ではなく、手段としての平和主義や非平和主義を検討して手段としては非平和主義を選択しているため、近代的価値を反映したうえでの漸進的な新たな理念としては十分であると考えられる。

8. 結論

以上でみてきたように、新たな理念は価値を普遍化することなく、いったん全てを俎上に載せたうえで構築されている。そのうえで手段における非平和主義を選択することとなったので、現在の防衛政策と目指す方向にさほど大きな差はない。ただ、国家の目的を明確に国民と国のコミュニティの保護と定めたことで、国際協力の在り方や防衛戦争におけるコストベネフィット計算の仕方に一定の基準を設けることができた。これは現実だけを見た防衛政策の判断やアメリカの要請で決めていた国際協力の判断に対し、これから日本政府が判断をする物差しがあるというのは、判断の誤りを防ぐためには有効であると言えよう。現実の防衛政策をある程度維持しつつ、将来進むべき道を提示した今回の新たな理念は、憲法9条を改正するにあたっては、参考にすべき重要な意見となると考えられる。

9. 展望

今回の論文では実施困難な憲法 9 条の理念に代わる新たな理念を提案したが、様々な穴があることは否めない。具体的には手段としての平和主義の例外として国内における防衛戦争を許容する一方で、国際協調においては非暴力を貫くという事実上のすみわけ以上の理念を構築することができなかった。また西洋の近代的価値の普遍化へのアンチテーゼとして日本の伝統的価値について触れられなかったのは、議論を西洋の土台に限定し、日本における国家観や人権論を無視した結論となったと言わざるを得ない。今後は日本の思想と西洋の思想の関係から平和に関する理念を考察し、より高次な理念を構築したいと思う。

10. 参考文献等一覧

(1) 書籍

芦部信善『憲法—第六版』2015年3月、岩波書店

芦部信善『憲法制定権力』1983年1月、東京大学出版会

飯山幸伸『中立国の戦い』2014年1月、潮書房光人社

岩崎正洋/坪内淳『政治学の現在シリーズ① 国家の現在』2007年12月、芦書房

大阪弁護士会『憲法 9 条改正問題と平和主義―争点の整理と検討』2010 年 2 月、信山社出版

小原凡司『世界を威嚇する軍事大国・中国の正体』2016年1月、徳間書店

國分功一郎『近代政治哲学―自然・主権・行政』2015年4月、筑摩書房

佐伯啓思『国家についての考察』2001年8月、飛鳥新社

佐伯啓思『反・民主主義論』2016年10月、新潮社

J.J.ルソー『社会契約論/ジュネーブ草稿』(中山元訳)2016年6月、光文社

白井聡『永続敗戦論―戦後日本の核心』2014年9月、太田出版

添谷芳秀『日本の「ミドルパワー」外交―戦後日本の選択と構想』2005 年 5 月、筑摩書房

田畑忍『近現代世界の平和思想』1997年4月、ミネルヴァ書房

中村明『戦後政治にゆれた憲法9条一内閣法制局の自信と強さ』2009年4月、西海出版

畠基晃『憲法9条—研究と議論の最前線』2006年5月、青林書院

樋口陽一/山内敏弘/森英樹/佐藤幸治/浦部法穂/中村睦男『憲法入門(1)』1977 年 6 月、有斐閣

樋口陽一『自由と国家―いま「憲法」のもつ意味』2016年6月、岩波新書

福山隆『尖閣を奪え!中国の海軍戦略をあばく』2013年7月、潮書房光人社

藤原帰一『平和のリアリズム』2004年8月、岩波書店

防衛省『平成27年度版防衛白書』2015年

マックス・ヴェーバー『職業としての政治』(脇圭平訳)1980年3月、岩波文庫

松本雅和『平和主義とは何か一政治哲学で考える戦争と平和』2014年1月、中公新書

山田高敬/大矢根聡『グローバル社会の国際関係論 新版』2011年3月、有斐閣

渡辺洋三『新版 日本国憲法の精神』2000年4月、新日本新書

(2) サイト

防衛省 http://www.mod.go.jp/

<u>http://bylines.news.yahoo.co.jp/yanaihitofumi/20150722-00047752/</u> 【安保報道】朝日新聞 憲法学者アンケートの結果の一部を紙面に載せず、日本報道検証機構代表 楊井人文、2017年2月13日最終閲覧

http://www.huffingtonpost.jp/2015/07/15/security-law-wakariyasuku n 7806570.html 安保法案とは、そもそも何?わかりやすく解説、THE HUFFINGTON POST、2017 年 2 月 13 日最終閲覧

<u>http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/gaiyou-heiwaanzenhousei.pdf</u> 平和安全法制の概要、内閣官房、内閣府、外務省、防衛省、2017年2月13日最終閲覧